

社会福祉法人 宇都宮市障害者福祉会連合会 役員等旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会定款第9条第2項の規定等に基づき、理事、監事、評議員等（以下この規程において「役員」という。）の旅費等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通旅費)

第2条 役員が、公共交通機関を利用して旅行した場合には、普通旅客運賃、特急料金（片道100キロメートル以上の場合に限る。）、日当及び宿泊料を支給する。

- 2 日当は、宿泊を伴う場合に支給するものとし、その額は1日当たり2,000円とする。
- 3 宿泊料は、実費支給とし、上限を1泊当たり10,000円とする。

(自家用車使用の場合の旅費)

第3条 会長が業務遂行のため必要と認めた場合において、役員が自己の自動車を使用して旅行した場合は、1キロメートル当たり20円及び道路通行料金の旅費を支給する。

(旅費の調整)

第4条 この規程による旅費の額が、特別の事情により旅行の実費を超えて支給することとなる場合は、その実費を超えることとなる部分の旅費は支給しないことができる。

- 2 この規程による旅費の額で旅行することが、特別な事情により困難と認められる場合は、その必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の支給)

第5条 旅費は、旅行終了後に支給するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、旅行前に概算額により支給し、旅行終了後に精算することができる。

(会議等における旅費)

第6条 上記の規定にかかわらず、本会の理事会、評議員会、その他の会議等に出席するための旅費等に相当する金額は、1日当たり一律2,000円とすることができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則
(施行期日)
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。